



# 自然豊かな牛窓町に住みませんか

～瀬戸内市定住促進用分譲地～

市では牛窓町内2カ所に東町ひまわり団地と牛窓西浜団地を販売中です。皆さんも自然豊かな牛窓町に住んでみませんか。

## ▷東町ひまわり団地

- ・所在地 瀬戸内市牛窓町牛窓 2502 番 2 他
- ・地目 宅地
- ・販売区画 12区画（総販売区画数18区画）
- ・土地面積 226.56～232.84 平方メートル
- ・価格 5,390,000～5,496,000 円  
最多価格帯 500 万円台（12区画）
- ・設備 電気：中国電力、水道：公営水道（宅地内に引き込み済）、ガス：個別LPガス
- ・都市計画 都市計画区域外

## ▷牛窓西浜団地

- ・所在地 瀬戸内市牛窓町鹿忍 847 番 85 他
- ・地目 宅地

- ・販売区画 18区画（総販売区画数20区画）
- ・土地面積 232.32～278.68 平方メートル
- ・価格 4,670,000～5,769,000 円  
最多価格帯 400 万円台（17区画）
- ・設備 電気：中国電力、水道：公営水道（宅地内に引き込み済）、ガス：個別LPガス
- ・都市計画 都市計画区域外
- ▷申込資格など
  - ・土地引き渡しの日から8年以内に延面積60平方メートル以上の自ら居住する住宅を建築し、分譲地へ住民登録すること。
  - ・登記は「買い戻し特約付き所有権移転登記」となります。

※この他にも申込資格などがありますので、詳細は、市企画振興課へお問い合わせください。

■問い合わせ先  
市企画振興課 ☎0869-22-1031

# 高額医療・高額介護合算療養費制度がはじまりました

医療保険と介護保険の両方を利用して世帯の自己負担を軽減する制度がはじまりました。

世帯内の同じ医療保険制度の被保険者の人全員が、1年間（8月1日～翌年7月31日）に自己負担した医療保険と介護保険の合計額が限度額を超えた場合に、その超えた額を支給します。

例えば、1年間で医療保険を25万円、介護保険を25万円、合計50万円を支払った場合、50万円を支払った後支給の申請をすると、限度額31万円（世帯員全員70歳～75歳未満で市民税非課税の場合）を超えた金額（19万円）を支給します。

●支給要件・支給額  
この制度は、通常8月から翌年7月までの医療保険と介護保

険の自己負担をもとに支給額を計算しますが、平成20年4月から制度が始まったため、初年度は次のように支給額を計算します。

①平成20年8月から平成21年7月までの医療保険と介護保険の自己負担が下表の限度額を超える場合に、その超えた額を支給します。

②平成20年4月から平成21年7月までの16ヶ月間の自己負担が下表の範囲内、その限度額を超える場合には、その超えた額と①により計算した支給額とを比べ、大きい額を支給します。

支給の対象となる被保険者の皆さんには、12月ごろにお知らせを送ります。お知らせが届いた場合は、市市民課、各支所および出張所に申請してください。

ただし、平成20年4月から平成21年7月までの間に、市町村を越えて転居された人や、医療保険

## 合算した場合の限度額

区分		長寿医療(後期高齢者医療)制度十介護保険	国保十介護保険(70歳～75歳未満)	国保十介護保険(70歳未満)
		現役並み所得者(上位所得者)	67万円(89万円)	67万円(89万円)
一般		56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者(非課税)	Ⅱ※1	31万円(41万円)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
	Ⅰ※2	19万円(25万円)	19万円(25万円)	

※1 世帯全員が市町村民税非課税の場合  
※2 ※1のうち、世帯全員が市町村民税非課税で、世帯全員の所得が一定以下（年金収入80万円以下など）の場合  
(注) かつこ内は初年度（平成20年4月～平成21年7月）の限度額

# 戦没者などの遺族の皆さんへ

～第九回特別弔慰金が支給されます～

▽対象者  
公務扶助料や遺族年金などを受けていた人が、平成17年4月1日～平成21年3月31日の間に亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金などの受給権者がいない場合に、次の順番による先順位の子の一人が対象となります。

なお、過去に特別弔慰金を受給したことがある場合は請求できません。また、受給権を取得した人で時効により受給できなかった場合も請求できません。

1. 戦没者などの死亡当時の遺族のうち、平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
  2. 戦没者などの子
  3. 戦没者などの①父母②孫③祖父④兄弟姉妹
- ※戦没者などと生計関係を有して

## 院外の調剤薬局を募集

瀬戸内市社会福祉協議会では、瀬戸内市民病院隣接地で開業される院外の調剤薬局を募集しています。薬局用地は、社会福祉協議会が賃貸借契約により提供します。

希望される場合は別記「事前提出書類」を瀬戸内市社会福祉協議会まで提出してください。

- ▽選考審査会日時 9月17日(木)
- ▽選考審査会場所 瀬戸内市社会福祉協議会 第二大会議室
- ▽事前提出書類
  - ・調剤薬局用地の賃貸借申込書
  - ・会社概要
  - ・薬剤師質問事項
  - ・直近事業年度決算の財務諸表の写し
- ▽提出期限 9月4日(金)
- 問い合わせ・応募先  
瀬戸内市社会福祉協議会 (担当 三浦)  
〒701-4246  
瀬戸内市邑久町山田庄862-1  
☎0869-22-2940

4. 前記3以外の戦没者などの①父母②孫③祖父④兄弟姉妹
  5. 前記1から4以外の戦没者などの三親等内親族
- ※戦没者などの死亡時まで引き続き、1年以上戦没者などと生計関係を有していた人に限ります。
- ▽支給内容 額面24万円、6年償還の記名国債
- ▽請求期間 平成21年4月1日～平成24年4月2日
- ※請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し、特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので請求漏れのないよう十分ご注意ください。

■問い合わせ先  
市福祉課  
☎0869-26-5941

